

奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム
導入支援業務委託仕様書

令和 8 年
奈良市消防局

第1章	総則	1
1.1	目的	1
1.2	業務名	1
1.3	適用範囲	1
1.4	履行期間	1
1.5	履行場所	1
1.6	関係法令等の遵守	2
1.7	一般事項	2
1.8	資料の貸与	3
1.9	秘密の保持	3
1.10	再委託の禁止	3
1.11	制限事項	3
1.12	著作権の譲渡等	3
1.13	特許、実用新案権等	3
1.14	疑義	4
第2章	業務内容	5
2.1	基本事項	5
2.2	打合わせ、協議等	5
2.3	導入支援	5
第3章	業務実施体制	7
3.1	実施要件	7
第4章	成果品、提出書類について	8
4.1	提出書類等	8
4.2	成果品	8
4.3	成果品納入方法	8
4.4	納入場所	8

第1章 総則

1.1 目的

本仕様書は、奈良市及び生駒市（以下「奈良市等」という。）の各消防本部が平成28年4月から共同で運用する消防通信指令管制システム及びその関連システム（以下「システム」という。）を更新するにあたり、奈良市等の社会的使命、公共性に留意し、実情にあった効率的かつ経済的なシステムの導入に係る支援を実施し、当該事業におけるシステムの更新整備が適正に完了することを目的とする。

1.2 業務名

奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム導入支援業務

1.3 適用範囲

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）が受託業者（以下「受注者」という。）に委託する「奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム導入支援業務委託」（以下「委託業務」という。）に適用する。

1.4 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、本仕様書中、特に期間を定めた成果物等については、指定した期日までに提出するものとする。

1.5 履行場所

- | | | |
|---------------------|---|---------------------|
| (1) 奈良市・生駒市消防指令センター | : | 奈良市八条五丁目 404 番地の 1 |
| (2) 奈良市消防局 | | |
| ア 奈良市消防局・南消防署併設庁舎 | : | 奈良市八条五丁目 404 番地の 1 |
| イ 奈良市消防局第 2 庁舎 | : | 奈良市八条五丁目 404 番地の 1 |
| ウ 奈良市南消防署西大寺分署 | : | 奈良市二条町二丁目 1 番 1 号 |
| エ 奈良市中央消防署 | : | 奈良市西木辻町 43 番地の 1 |
| オ 奈良市中央消防署佐保分署 | : | 奈良市法連町 926 番地の 4 |
| カ 奈良市中央消防署南部分署 | : | 奈良市横井五丁目 497 番地の 3 |
| キ 奈良市西消防署 | : | 奈良市鶴舞西町 1 番 19 号 |
| ク 奈良市西消防署富雄分署 | : | 奈良市三碓六丁目 10 番 40 号 |
| ケ 奈良市北消防署 | : | 奈良市右京二丁目 1 番地の 1 |
| コ 奈良市東消防署 | : | 奈良市針町 647 番地の 1 |
| サ 奈良市東消防署東部分署 | : | 奈良市大柳生町 1232 番地 |
| シ 奈良市東消防署月ヶ瀬分署 | : | 奈良市月ヶ瀬尾山 3395 番地の 2 |
| ス 市立奈良病院ドクターカー事務所 | : | 奈良市東紀寺町一丁目 50 番 1 号 |

(3) 生駒市消防本部

ア 生駒市消防本部・消防署	:	生駒市山崎町 4 番 10 号
イ 生駒市消防署救急施設	:	生駒市山崎町 4 番 10 号
ウ 生駒市消防署北分署	:	生駒市北大和 4 丁目 22 番地 6
エ 生駒市消防署南分署	:	生駒市小瀬町 8 番地 1
オ 生駒市総合公園体育館	:	生駒市小明町 1807 番地 1
カ 奈良県広域水道企業稲倉配水池	:	生駒市小明町 1806 番地 4

(4) 奈良市役所

ア 奈良市危機管理課	:	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
イ 災害対策本部	:	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
ウ 建設部土木管理課	:	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
エ 建設部道路維持課	:	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
オ 建設部河川耕地課	:	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

(5) 生駒市役所

ア 生駒市危機管理課	:	生駒市東新町 8 番 38 号
イ 災害対策本部	:	生駒市東新町 8 番 38 号

1.6 関係法令等の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり、本仕様書のほか、次の法令、規格等を遵守しなければならない。

- (1) 電波法、同法関係法令及び告示
- (2) 電波法関係審査基準
- (3) 建築基準法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (4) 電気通信事業法、同法関係法令及び告示
- (5) 有線電気通信法および同法関係法令
- (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく消防防災施設等設備整備費補助金交付要綱
- (7) 消防救急デジタル無線共通仕様書第 1 版（平成 21 年 9 月）
- (8) 消防指令システム等の相互接続に関する研究会報告書（平成 31 年 3 月）
- (9) 「消防指令システム—消防救急無線間共通インタフェース仕様」の策定について（令和 2 年 9 月 2 日付け消防情第 218 号）
- (10) 総務省セキュリティポリシー関連
- (11) その他、委託業務の実施にあたり必要な関連法規、技術基準等

1.7 一般事項

- (1) 受注者は、委託業務の実施にあたり、第三者の施設等に立ち入る場合は、事前に当該関係者の了解を得るものとし、その旨を発注者に届け出ること。
- (2) 受注者は、委託業務の実施にあたり、常に安全管理に必要な処置を講じるとともに、労働

災害の防止に努めなければならない。

- (3) 委託業務に必要となる関係機関等への諸手続きは、適宜発注者と協議して受注者が行うものとする。
- (4) 受注者は、発注者の施設及び第三者の施設等に損傷を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理するものとする。
- (5) 委託業務を遂行するにあたり、当該業務遂行に必要な人件費、旅費、通信運搬費、印刷製本費等の一切の経費は、受注者が負担するものとする。

1.8 資料の貸与

- (1) 発注者は、委託業務を遂行するにあたり必要な資料を、受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに発注者に返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを複写してはならない。

1.9 秘密の保持

受注者は、契約書の規定に基づき、委託業務により知り得た情報、資料等を第三者に漏らしはならない。

1.10 再委託の禁止

受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

1.11 制限事項

受注者は、委託業務が関連する「奈良市・生駒市高機能消防指令センター整備・運用業務」(以下、整備業務)について本業務の入札参加者、並びに会社法に規定する入札参加者の親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社は、入札参加できない。また、整備業務の入札参加事業者からの再委託を受注できないものとする。

1.12 著作権の譲渡等

委託業務を遂行するにあたり、受注者が作成する成果品に係る著作権等(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、発注者に無償で譲渡するものとし、成果品に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

1.13 特許、実用新案権等

受注者は、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、その使用にあたっては全責任を持つも

のとする。

1.14 疑義

- (1) 本仕様書において疑義又は規定のない事項が生じた場合は、別途に協議して解決するものとし、受注者の一方的な解釈によってはない。
- (2) 本仕様書等に明示がない事項であっても、委託業務を遂行する上で当然具備する事項は、受注者の責任においてこれを行うものとする。

第2章 業務内容

2.1 基本事項

受注者は、委託業務の実施にあたり、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 消防防災施設整備費補助金交付要綱の高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅢ型基準を満たすとともに、関係法規等に規定する条件に適合すること。
- (2) システムの冗長化、信頼性の向上等の障害対策について検討を行うとともに、24時間365日の連続稼動を前提とした、安全性、信頼性及び維持保全性の高いシステムの導入支援を行うこと。
- (3) 整備費の低廉化を図り、維持及び管理が経済的かつ容易に行える費用対効果が高いシステムの導入支援を行うこと。
- (4) 奈良市等のセキュリティポリシー等を遵守し、十分なセキュリティ対策を講じたシステム構成となるような導入支援を実施すること。

2.2 打合わせ、協議等

受注者は、委託業務の遂行にあたって、発注者と密接に連絡を取り、打合せ、協議等を随時行える体制を整えておくこと。なお、打合せ、協議等については、下記のとおりとし、その都度記録を作成し発注者の承認を得ること。また、必要に応じて、発注者以外の関係者を参加させることができるものとするが、この場合においては、発注者と受注者が協議して決定する。

- (1) 当初打合せ（業務着手時）
- (2) 定例打合せ（毎月1回以上）
- (3) 導入時打合せ（システム導入事業者との協議において重要と認める協議）
- (4) 随時打合せ（定例打合せのほか、発注者又は受注者が必要と認める場合）
- (5) 最終打合せ（業務完了時）

2.3 導入支援

2.3.1 工程管理支援

消防指令センター更新整備における工程管理支援を行い、進捗管理、品質管理、各工程における工程判定支援を行うこと。

2.3.2 設計・開発支援

- ア 消防指令センター更新整備事業者が実施する設計において、奈良市等が重要と考える協議に参加し、奈良市等の意思決定支援を実施すること。
- イ 協議の議事録及び消防指令センター更新整備事業者から提示された資料等の確認を行い、課題事項等の解決状況を管理すること。
- ウ 消防指令センター更新整備事業者が作成する設計書（ソフトウェア仕様書、施工図等）及び仕様変更に係る協議書の提出があった場合、その内容について発注仕様書等と齟齬なく同等以上であることを確認し、発注者に提示すること。
- エ 以下の機能等の検討において、消防指令センター更新整備事業者等との調整及び奈良

市等の内部向けの検討支援を実施すること。

- (ア) 奈良県救急医療管制支援システム（e-MATCH）との連携
- (イ) 奈良市等の電子申請業務との連携
- (ウ) 図面管理機能の実装方法に係る検討及び連携
- (エ) 奈良市等の行政系端末を活用した消防業務環境の構築に係る検討及び連携

2.3.3 移行支援

旧システムから新システムの移行について、新旧両事業者の調整を支援すること。また、データ移行および本番移行のスケジュールの妥当性、関連機関への連絡調整の実施状況等についても実施の進捗について管理を行うこと。

また、令和7年度末までとしていた運用期間を超え稼働を続ける旧システムのスムーズな新システムへの移行について、以下の支援を実施すること。

- ア 奈良市等が重要と考える旧システム保守事業者との協議に参加し、奈良市等の意向を踏まえ、新システムへの移行完了まで旧システムの安定した運用を支援すること。
- イ 協議の議事録及び旧システム保守事業者から提示された資料等の確認を行い、旧システムの継続運用に伴う課題、リスク及び要対応事項等を管理すること。

2.3.4 検査支援及び検査確認報告書作成

- ア 発注者と消防指令センター更新整備事業者が行う設計完了検査、工場検査、システム切替前検査及び完成検査に立会い、機能及び動作等の確認を行うこと。
- イ 各検査の立会い時、不具合事項等を発見した際は、速やかに発注者に報告すること。
- ウ 各検査の確認結果について、検査ごとに確認報告書を作成し、発注者に提出すること。
- エ 消防指令センター更新整備事業者が提示したテスト計画及びテスト内容、テスト結果について妥当性確認等を行うこと。

2.3.5 関連システムとの調整支援

消防指令センターは関連するシステムや連携する外部機関がいくつか存在する。これらのシステム担当課および外部機関との調整については、奈良市等が主体となって実施することとなるが、資料作成等、本業務において支援を実施すること。

また、奈良市等のセキュリティポリシーを踏まえ、全庁ネットワーク（LGWAN系ネットワーク領域を含む。）との接合について整理し、奈良市等のセキュリティポリシー適合審査等に対して資料作成を実施し、発注者に提示すること。

第3章 業務実施体制

3.1 実施要件

本業務を実施するにあたり、以下の要件を満たすこと。

- (1) 本業務を履行できる体制を構築し、体制図および責務詳細をそれぞれ定め、発注者の承認を得ること。また、本業務で求める実績要件を満たすことを確認できる資料も合わせて提出すること。
- (2) 主担当者は、同規模以上の地方自治体の消防関連システムおよび全庁ネットワーク更新業務（LGWAN系ネットワーク領域を含む。）の工程管理実績を有すること。
- (3) 主任担当者は、原則、発注者が必要と判断するすべての会議に参加すること。また、会議以外にも、本業務の遂行にあたり必要な場合は、発注者の求めに応じ、都度来庁が可能であること。
- (4) 主任担当者を含め、本業務に従事する者の行為が明らかに業務遂行上支障をきたすと認められた場合、発注者は受注者に対して当該従事者の交代を要請できるものとする。

第4章 成果品、提出書類について

4.1 提出書類等

受注者は、委託業務着手時及び完了時に次の書類を提出するものとする。

(1) 委託業務着手届

委託業務契約締結後、速やかに発注者に提出すること。

(2) 業務計画書

委託業務契約締結後 14 日以内に委託業務について、実施方針、実施手順、業務工程、業務組織計画等を記載した実施計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。

(3) 委託業務完了届

委託業務完了後、速やかに発注者に提出すること。

(4) その他発注者が必要とする書類

4.2 成果品

次に掲げる成果品は、第 2 章に掲げるそれぞれの項目について、作成すること。

(1) 工程完了判定支援報告

(2) 各検査確認報告書（検査立会い時の写真を含む。）

(3) 工程管理報告書

(4) 定例会・打合せ議事録

(5) その他発注者が必要とする書類

4.3 成果品納入方法

成果品の納入は、次の項目に従うこと。

(1) 紙媒体については 1 部提出するものとし、電子データについても納入すること。

(2) 電子データは、編集可能な形式で電子記録媒体に記録するものとする。なお、使用するファイル形式及び電磁的記録媒体については、発注者と協議し決定するものとする。

(3) 成果品の納入期日は発注者と協議のうえ、作成が完了したのものから各年度末までに提出するものとする。なお、打合せ等の議事録については、適宜提出すること。

(4) 発注者が指示した成果物については、別途協議し決定した期日までに提出するものとする。

4.4 納入場所

奈良市八条五丁目 404 番地の 1

奈良市消防局 指令課（奈良市・生駒市消防指令センター）